

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第5条第1項第3号に掲げるごち網漁業につき、山形県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 3年 5月15日

山形県知事 吉村 美栄子

1 ごち網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
ごち網漁業	ごち網	操業区域（別記の操業区域をいう。）	5月15日から11月30日まで	定めなし（ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	5トン未満	0	1 山形県内に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 操業区域

次に掲げる以外の山形県沖合海面とする。（世界測地系表記）

(1) 明石礁

以下の各点を順次に結んだ線分によって囲まれた海域

上沖 北緯38度59.071分 東経139度39.238分

下沖 北緯39度01.011分 東経139度40.138分

下丘 北緯39度00.771分 東経139度41.148分

下丘の延長線と丘側の延長線の交点

北緯39度00.111分 東経139度41.439分

丘側 北緯39度00.011分 東経139度41.869分

上丘 北緯38度58.601分 東経139度41.299分

(2) 大瀬

以下の各点を順次に結んだ線分によって囲まれた海域

新潟県境 上沖 北緯38度36.113分 東経139度17.861分

下沖 北緯38度40.353分 東経139度22.250分

下丘 北緯38度39.963分 東経139度23.970分
中沖 北緯38度39.013分 東経139度22.940分
中丘 北緯38度38.768分 東経139度23.985分
新潟県境 上丘 北緯38度35.594分 東経139度20.531分

(3) 最大高潮時海岸線から5,500メートルまでの海域又は共同漁業権漁場区域。
ただし、海共第3号区及び4号区においては、7月1日から11月30日までの期間は、4,500メートルまでの海域。

海共第2号と第3号の境界線と距岸距離の交点を以下のとおりとする。

海共第2号と第3号の境界線上の最大高潮時海岸線から4,500メートルの地点（北緯38度49.061分 東経139度42.932分）

海共第2号と第3号の境界線上の最大高潮時海岸線から5,500メートルの地点（北緯38度49.287分 東経139度42.303分）

(4) 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線分によって囲まれた海域

ア 北緯38度57.354分 東経139度43.844分

イ 北緯38度57.095分 東経139度45.356分

ウ 北緯39度00.822分 東経139度47.039分

エ 北緯39度01.215分 東経139度45.359分